

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	福利・給与室	1頁
------	--	--------	----

お 知 ら せ

平成20年 8月15日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係分抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成二十年八月十五日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(略)

(公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十年三重県条例

第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十三条第五項」を「第二百三十三条の二第四項」に改める。

(略)

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社